

(広告物景観モデル地区における届出)

第 13 条 条例第 21 条の 5 の規定による届出は、広告物景観モデル地区屋外広告物表示(設置)届出書(様式第 10 号)又は広告物景観モデル地区屋外広告物変更(改造)届出書(様式第 11 号)を、当該広告物等を表示し、又は設置する広告物景観モデル地区の区域を所管する土木事務所長に提出することにより行うものとする。

- 2 条例第 21 条の 5 に規定する規則で定める場合は、次に掲げるものとする。
- (1) 条例第 5 条第 1 項各号、第 2 項第 3 号から第 7 号まで及び第 10 号並びに第 5 項各号に掲げる広告物等を表示し、又は設置しようとする場合
 - (2) 条例第 5 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に規定する広告物等で面積が 1 m²以内のものを表示し、又は設置しようとする場合
 - (3) 表示し、又は設置しようとする広告物等の種類が簡易広告物又は移動広告物である場合
 - (4) 前 3 号に掲げる広告物等を変更し、又は改造し

第 4 章 屋外広告業

第 1 節 屋外広告業の登録等

(屋外広告業の登録)

第 9 条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとすることができる。

第 10 条 都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 登録の有効期間に関する事項
- (2) 登録の要件に関する事項
- (3) 業務主任者の選任に関する事項
- (4) 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項
- (5) その他登録制度に関し必要な事項

2 前条の条例は、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従って定めなければならない。

- (1) 前項第 1 号に規定する登録の有効期間は、5 年であること。

(屋外広告業の登録)

第 22 条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、5 年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第 2 項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第 23 条 前条第 1 項又は第 3 項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 商号、名称又は氏名及び住所
- (2) 県の区域（仙台市の区域を除く。以下同じ。）内において営業を行う営業所の名称及び所在地
- (3) 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
- (4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）
- (5) 第 2 号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第 25 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第 24 条 知事は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条第 1 項の規定により登録を拒否する場

ようとする場合

- (5) 第 7 条各号に掲げる変更又は改造をしようとする場合

(登録の更新の申請期限)

第 14 条 屋外広告業者は、条例第 22 条第 3 項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了日の 30 日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

(登録申請書の様式)

第 15 条 条例第 23 条第 1 項に規定する登録申請書の様式は、様式第 12 号のとおりとする。

(登録申請書の添付書類)

第 16 条 条例第 23 条第 2 項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 屋外広告業の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)が法人である場合にあってはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)、営業

(2) 前項第 2 号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとする。

イ 当該条例の規定により登録を取り消され、その処分の日から 2 年を経過しない者

ロ 屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から 30 日以内にその役員であつた者でその処分の日から 2 年を経過しない者

ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ニ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者

ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまで又はへのいずれかに該当するもの

ヘ 法人でその役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

ト 業務主任者を選任していない者

合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

(1) 前条第 1 項各号に掲げる事項

(2) 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第 25 条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第 23 条第 1 項の登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 第 34 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分の日から 2 年を経過しない者

(2) 屋外広告業者（第 22 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第 34 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から 30 日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分の日から 2 年を経過しないもの

(3) 第 34 条第 1 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうちに第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 第 23 条第 1 項第 2 号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつてはその役員を含む。)が条例第 25 条第 1 項各号に該当しない者であることを誓約する書面

(2) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第 31 条第 1 項各号のいずれかに適合する者であることを証する書面

(3) 登録申請者(法人である場合にあつてはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつてはその役員。次項において同じ。)を含む。)の略歴を記載した書面

(4) 登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書

(5) 登録申請者が個人である場合であつて、商号により登録をするときは、登記事項証明書

2 知事は、次に掲げる者に係る機構保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 9 に規定する機構保存本人確認情報(個人番号(同法第 7 条第 8 号の 2 に規定する個人番号をいう。以下同じ。))及び住民票コード(同条第 13 号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。))を除く。)をいう。以下同じ。)について同法第 30 条の 11 第 1 項の規定による提供を受けることができないとき、又は都道府県知事保存本人確認情報(同法第 30 条の 8 に規定する都道府県知事保存本人確認情報(個人番号及び住民票コードを除く。))をいう。以下同じ。)について同法第 30 条の 15 第 1 項の規定による利用ができないときは、登録申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

(1) 登録申請者が個人である場合にあつては、当該登録申請者(当該登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該登録申請者及びその法定代理人)

(2) 登録申請者が法人である場合にあつては、その役員(当該役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該役員及びその法定代理人)

(3) 登録申請者が選任した業務主任者

3 条例第 23 条第 2 項及び第 1 項第 1 号に規定する書

(登録事項の変更の届出)

第 26 条 屋外広告業者は、第 23 条第 1 項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項が前条第 1 項第 5 号から第 7 号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第 23 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の備付け等)

第 27 条 知事は、屋外広告業者登録簿を備え付け、これを閲覧させるものとする。

(廃業等の届出)

第 28 条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日（第 1 号に掲げる場合にあつては、その事実を知つた日）から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

面の様式は、様式第 13 号のとおりとする。

- 4 第 1 項第 3 号に規定する書面の様式は、様式第 14 号のとおりとする。

(変更の届出)

第 17 条 条例第 26 条第 1 項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書（様式第 15 号）により行うものとする。

- 2 条例第 26 条第 1 項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を前項の届出書に添付しなければならない。

(1) 条例第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が法人である場合に限る。) 登記事項証明書

(2) 条例第 23 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書

(3) 条例第 23 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに前条第 1 項第 1 号及び第 3 号の書面

(4) 条例第 23 条第 1 項第 4 号に掲げる事項の変更 前条第 1 項第 1 号及び第 3 号の書面

(5) 条例第 23 条第 1 項第 5 号に掲げる事項の変更 前条第 1 項第 2 号の書面

- 3 知事は、前条第 2 項各号に掲げる者に係る機構保存本人確認情報について住民基本台帳法第 30 条の 11 第 1 項の規定による提供を受けることができないとき、又は都道府県知事保存本人確認情報について同法第 30 条の 15 第 1 項の規定による利用ができないときは、変更の届出をした者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

(廃業等の手続)

第 18 条 条例第 28 条第 1 項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届出書（様式第 16 号）により行うものとする。

(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 県の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該屋外広告業の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第 29 条 知事は、屋外広告業の登録がその効力を失つたとき、又は第 34 条第 1 項の規定により屋外広告業の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該登録を抹消しなければならない。

(講習会の開催等)

第 30 条 知事は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を習得させることを目的とする屋外広告物講習会（以下「講習会」という。）を、毎年 1 回以上、開催しなければならない。

2 講習会の講習を受けようとする者は、受講手数料 4、000 円を、県の発行する収入証紙により納入しなければならない。ただし、知事が別に定める場合にあつては、この限りでない。

3 知事は、講習会の課程の一部を免除される者に係る受講手数料の一部を、免除することができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

(業務主任者の設置)

第 31 条 屋外広告業者は、第 23 条第 1 項第 2 号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項各号に掲げる業務を行わせなければならない

(3) 前項第 3 号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者に

(講習会等)

第 19 条 条例第 30 条第 1 項に規定する屋外広告物講習会（以下この条及び別表第三において「講習会」という。）には、次に掲げる課程を置くものとする。

- (1) 広告物に係る法令に関する課程
 - (2) 広告物の表示方法に関する課程
 - (3) 広告物の施工方法に関する課程
- 2 知事は講習会を開催しようとするときは、開催する日の 30 日前までに、日時、会場、申込受付期間等を公告するものとする。
 - 3 講習会の講習を受けようとする者は、屋外広告物講習会申込書（様式第 17 号）に写真及び履歴書を添付して、知事に提出しなければならない。
 - 4 条例第 30 条第 3 項の規定による受講手数料の一部の免除は、別表第 3 に掲げるところにより行うものとする。
 - 5 前項の免除を受けようとする者は、第 3 項の申込書に、別表第 3 に掲げる者であることを証する書面の写しを添付しなければならない。
 - 6 知事は、講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書（様式第 18 号）を交付するものとする。
 - 7 屋外広告物講習会修了証書を紛失し、又は毀損した者は、知事にその旨を申し出て、再交付を受けることができる。

法 律

あつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとする。

イ 国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

ロ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県で行う講習会の課程を修了した者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者

条 例

い。

(1) 屋外広告士

(2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者

(3) 他の都道府県、指定都市又は中核市の行う講習会の課程を修了した者

(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による広告美術科に係る職業訓練指導員免許を受けた者、広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者又は広告美術科に係る職業訓練を修了した者

(5) 知事が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関することを行うものとする。

(1) この条例その他広告物等の表示及び設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

(2) 広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施工その他の広告物等の表示又は設置に係る安全の確保に関すること。

(3) 第33条に規定する帳簿のうち、規則で定める事項の記載に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

（標識の掲示）

第32条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第23条第1項第2号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、次に掲げる事項を記載した標識を掲げなければならない。

(1) 商号、名称又は氏名

(2) 登録番号

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(業務主任者となる知識を有する者の認定)

第 20 条 条例第 31 条第 1 項第 5 号の規定による認定は、次の各号のいずれにも該当する者について行うものとする。

- (1) 広告物等の表示又は設置に関する業務に、責任者として通算 5 年以上従事した者
- (2) 広告物等の表示又は設置に関し、過去 5 年間屋外広告物法並びにこれに基づく条例及び規則に違反したことがない者

2 条例第 31 条第 1 項第 5 号の規定による認定を受けようとする者は、業務主任者認定申請書(様式第 19 号)に、履歴書及び前項第 1 号に該当する者であることを証する書面を添付して、知事に提出しなければならない。

3 知事は、条例第 31 条第 1 項第 5 号の規定による認定をしたときは、業務主任者認定書(様式第 20 号)を交付するものとする。

(標識の掲示)

第 21 条 条例第 32 条第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 法人である場合にあつては、その代表者の氏名
- (2) 登録年月日
- (3) 営業所名
- (4) 業務主任者の氏名

2 条例第 32 条の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、様式第 21 号のとおりとする。

(4) 前項第 4 号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は 6 月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

イ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

ロ 第 2 号ロ又はニからトまでのいずれかに該当することとなつたとき。

ハ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第 11 条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

第 2 節 登録試験機関

(登録)

(帳簿の備付け等)

第 33 条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第 23 条第 1 項第 2 号の営業所ごとに、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載した帳簿（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を備え付け、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第 34 条 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

(2) 第 25 条第 1 項第 2 号又は第 4 号から第 7 号までのいずれかに該当することとなつたとき。

(3) 第 26 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第 25 条第 2 項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(監督処分簿の備付け等)

第 35 条 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え付け、これを閲覧させるものとする。

2 知事は、前条第 1 項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

(屋外広告業を営む者に対する指導等)

第 36 条 知事は、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第 37 条 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置し、若し

(帳簿の記載事項等)

第 22 条 条例第 33 条の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 広告物等の表示又は設置の場所
 - (3) 表示し、又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量
 - (4) 当該表示又は設置の年月日
 - (5) 請負金額
- 2 条例第 33 条の規定により屋外広告業者が備える帳簿は、様式第 22 号のとおりとする。
- 3 前項の帳簿は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。
- 4 屋外広告業者は、第 2 項の帳簿を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後 5 年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。
- 5 屋外広告業者が条例第 33 条の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示でき、かつ、当該事項を記載した書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

(監督処分簿の記載事項)

第 23 条 条例第 35 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 処分を受けた屋外広告業者の商号、名称又は氏名及び住所、役員の氏名(法人である場合に限る。)並びに登録番号
- (2) 処分の原因となつた事実
- (3) その他参考となる事項

法 律

第 12 条 第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録は、同号イの試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する法人は、第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録を受けることができない。

(1) この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者であること。

(2) 第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者であること。

(3) その役員のうち、第 2 号に該当する者があること。

（登録の基準）

第 14 条 国土交通大臣は、第 12 条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

(1) 試験を別表の上欄に掲げる科目について行い、当該科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員が問題の作成及び採点を行うものであること。

(2) 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

イ 試験事務について専任の管理者を置くこと。

ロ 試験事務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書が作成されていること。

ハ ロの文書に記載されたところに従い試験事務の管理を行う専任の部門を置くこと。

(3) 債務超過の状態にないこと。

（登録の公示等）

第 15 条 国土交通大臣は、第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

2 登録試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日

条 例

くはこれを管理する者又は屋外広告業を営む者に対し、当該広告物等の表示若しくは設置又は屋外広告業に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、当該職員に、広告物等の存する土地若しくは建物若しくは屋外広告業を営む者の営業所に立ち入り、当該広告物等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（審議会の設置等）

第 38 条 知事の諮問に応じて広告物及び掲出物件に関する重要事項を調査審議させるため、宮城県屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に建議することができる。

（審議会への諮問）

第 39 条 知事は、次に掲げる場合には、審議会に諮問しなければならない。

(1) 第 2 条から第 4 条までの規定による指定をし、又はこれらの指定の解除若しくは変更をしようとするとき。

(2) 第 5 条第 1 項、第 2 項若しくは第 5 項又は第 10 条第 1 項に規定する基準を定め、又はこれらの基準を変更しようとするとき。

(3) 第 5 条の 2 の規定による許可をしようとするとき。

(4) 第 10 条第 2 項（第 21 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第 4 条、第 5 条第 3 項又は第 9 条第 1 項の規定による許可をしようとするとき。

(5) 第 21 条の 2 第 1 項の規定による指定をし、又はその指定の解除若しくは変更をしようとするとき。

（組織）

第 40 条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市町村長

(3) 関係行政機関の職員

(身分証明書)

第 24 条 条例第 37 条第 3 項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第 23 号のとおりとする。

法 律

の 2 週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第 16 条 登録試験機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(試験委員の選任及び解任)

第 17 条 登録試験機関は、第 14 条第 1 号の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(秘密保持義務等)

第 18 条 登録試験機関の役員若しくは職員(前条の試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 試験事務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法(明治 40 年法律第 45 号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第 19 条 登録試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第 20 条 登録試験機関は、毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第 33 条において「財務諸表等」という。)を作成し、5 年間登録試験機関の事務所に備えて置かなければならない。

条 例

(4) 広告関係業者
(任期)

第 41 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 42 条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 43 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営事項の委任)

第 44 条 前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

(手数料)

第 45 条 この条例の規定による許可を受けようとする者からは、別表に掲げる手数料を徴収する。

- 2 次の各号に掲げる者からは、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 第 22 条第 1 項の規定による登録を受けようとする者 1 万円

(2) 第 22 条第 3 項の規定による更新の登録を受けようとする者 1 万円

- 3 前 2 項の手数料は、県の発行する収入証紙により納入しなければならない。ただし、知事が別に定める場合にあつては、この限りでない。

(罰則)

第 46 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 16 条第 1 項の規定による知事の命令に違反した者

(2) 第 22 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者

(3) 不正の手段により第 22 条第 1 項又は第 3 項の登

法 律

2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

- (1) 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
(帳簿の備付け等)

第21条 登録試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(適合命令)

第22条 国土交通大臣は、登録試験機関が第14条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第23条 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(試験事務の休廃止)

第24条 登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は

条 例

録を受けた者

(4) 第34条第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条から第4条までの規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者
- (2) 第9条第1項の規定に違反して広告物等を変更し、又は改造した者
- (3) 第13条第1項の規定に違反して広告物等を除却しなかつた者
- (4) 第26条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第31条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第37条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (2) 第37条第2項の規定による検査を拒否し、若しくは妨害し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条の規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者
- (2) 第11条の規定に違反して許可を受けた旨を表示しない者
(両罰規定)

第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第46条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第28条第1項の規定による届出を怠つた者
- (2) 第32条の規定による標識を掲げない者
- (3) 第33条の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

廃止してはならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し等)

第 25 条 国土交通大臣は、登録試験機関が第 13 条第 1 号又は第 3 号に該当するに至つたときは、当該登録試験機関の登録を取り消さなければならない。

- 2 国土交通大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対して、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 第 15 条第 2 項、第 16 条、第 17 条、第 20 条第 1 項、第 21 条又は前条第 1 項の規定に違反したとき。

(2) 正当な理由がないのに第 20 条第 2 項各号の規定による請求を拒んだとき。

(3) 第 19 条第 1 項の規定による認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

(4) 第 19 条第 2 項又は第 22 条の規定による命令に違反したとき。

(5) 不正な手段により第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録を受けたとき。

- 3 国土交通大臣は、前 2 項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第 5 章 雑則

(特別区の特例)

第 26 条 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

(大都市等の特例)

第 27 条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものと

する。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(景観行政団体である市町村の特例等)

第 28 条 都道府県は、地方自治法第 252 条の 17 の 2 の規定によるもののほか、第 3 条から第 5 条まで、第 7 条又は第 8 条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 7 条第 1 項に規定する認定市町村である市町村又は都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 46 条第 1 項に規定する都市再生整備計画に同条第 2 項第 5 号に掲げる事項を記載した市町村（いずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

(適用上の注意)

第 29 条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第 6 章 罰則

第 30 条 第 18 条第 1 項の規定に違反した者は、1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 31 条 第 25 条第 2 項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 32 条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 21 条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- (2) 第 23 条第 1 項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (3) 第 24 条第 1 項の規定による許可を受けなくて、

(適用上の注意)

第 52 条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

(委任)

第 53 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(台帳等の整備)

第 25 条 知事及び土木事務所長は、条例又はこの規則による許可、届出等に関し別に定めるところにより台帳等を作成し、整備するものとする。

試験事務の全部を廃止したとき。

第 33 条 第 20 条第 1 項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第 2 項各号の規定による請求を拒んだ者は、20 万円以下の過料に処する。

(罰則)

第 34 条 第 3 条から第 5 条まで及び第 7 条第 1 項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して 90 日を経過した日から施行する。
- 2 広告物取締法（明治 44 年法律第 70 号）は、廃止する。
- 3 この法律施行前にした広告物取締法に違反する行為に対する罰則の適用に関しては、なお、従前の例による。

附 則（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）抄
(施行期日)

第 113 条 この法律施行の期日は、公布の日から起算して 3 箇月をこえない期間内において、政令で定める。

(昭 25.8.9 施行・・・昭 25 令 276)

附 則（昭和 27 年 4 月 5 日法律第 71 号）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 29 年 5 月 29 日法律第 131 号）抄

- 1 この法律は、昭和 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 31 年 6 月 12 日法律第 148 号）抄

- 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和 31 年法律第 147 号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和 37 年 9 月 15 日法律第 161 号）抄

- 1 この法律は、昭和 37 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 38 年 5 月 24 日法律第 92 号）

この法律は、公布の日から起算して 90 日を経過した日から施行する。

附 則（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 169 号）抄
(施行期日)

- 1 この法律は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 101 号）抄
この法律（第 1 条を除く。）は、新法の施行の日から

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 49 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条及び第 24 条の規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）の規定により許可を受けて現に表示され、又は設置されている広告物又はこれを掲出する物件については、当該許可の期間に限り、この条例の規定による許可を受けたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に適法に表示され、又は設置されている広告物又はこれを掲出する物件で、第 2 条又は第 3 条の規定の適用を新たに受けることとなつたものについては、この条例の施行の日から 1 年間に限り、第 2 条又は第 3 条の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行の際、現に適法に表示され、又は設置されている広告物又はこれを提出する物件で、第 4 条の規定の適用を新たに受けることとなつたものについては、この条例の施行の日から 6 月間に限り、同条の規定は、適用しない。
- 5 この条例の施行前に旧条例の規定によつてなされた届出、処分その他の行為は、この条例の相当する規定によつてなされたものとみなす。
- 6 この条例の施行の際、現に第 20 条第 1 項に規定する管理する者を置いている者は、遅滞なく、その氏名又は名称及び住所を知事に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 49 年 5 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の屋外広告物条例施行規則に定める様式による証票等は、当分の間、改正後の屋外広告物条例施行規則に定めるものとみなす。

附 則 (昭和 51 年 10 月 26 日規則第 89 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による様式で、取扱上著しく支障のないものについては、当分の間それぞれこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則の規定による様式とみなす。

附 則 (昭和 52 年 11 月 15 日規則第 73 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 10 月 1 日規則第 51 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 5 年 9 月 16 日規則第 66 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の屋外広告物条例施行規則 (以下「旧規則」という。) 別表第 1 に規定する基準に適合して表示されている屋外広告物 (以下「広告物」という。) 又は設置されている広告物を掲出する物件 (以下「掲出物件」という。) で、この規則による改正後の屋外広告物条例

法 律

施行する。

(昭和 44. 6. 14 施行・・・昭 43 法 101)

附 則 (昭和 45 年 6 月 1 日法律第 109 号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して 1 年をこえない
範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和 46. 1. 1 施行・・・昭 45 令 270)

17 この法律の施行の際現に改正前の都市計画法第 2
章の規定による都市計画において定められている用
途地域、住居専用地区若しくは工業専用地区又は空
地地区若しくは容積地区に関しては、この法律の施
行の日から起算して 3 年を経過する日までの間は、
この法律による改正前の次の各号に掲げる法律の規
定は、なおその効力を有する。

(1) 屋外広告物法

(2)～(9) 略

附 則 (昭和 48 年 9 月 17 日法律第 81 号)

この法律は、公布の日から起算して 90 日を経過した
日から施行する。

附 則 (昭和 50 年 7 月 1 日法律第 49 号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して 3 箇月を経過し
た日から施行する。

附 則 (平成 4 年 6 月 26 日法律第 82 号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超
えない範囲内において政令で定める日から施行す
る。

(平成 5. 6. 25 施行・・・平 5 令 169)

(屋外広告物法等の一部改正に伴う経過措置)

第 18 条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定
により定められている都市計画区域内の用途地域に
関しては、この法律の施行の日から起算して 3 年を
経過する日までの間は、この法律による改正前の次
に掲げる法律の規定は、なおその効力を有する。

(1) 屋外広告物法

(2)～(6) 略

附 則 (平成 6 年 6 月 29 日法律第 49 号) 抄
(施行期日)

1 この法律中、第 1 章の規定及び次項の規定は地方自
治法の一部を改正する法律 (平成 6 年法律第 48 号)
中地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 2 編第 12

条 例

7 昭和 49 年 8 月 1 日において現に屋外広告業を営んで
いる者は、同月 31 日までに、第 22 条第 1 項各号に掲
げる事項を知事に届け出なければならない。

8 この条例の施行前に行つた行為に対する罰則の適用
については、なお従前の例による。

(屋外広告物許可手数料条例の一部改正)

9 屋外広告物許可手数料条例 (昭和 24 年宮城県条例第
60 号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (昭和 50 年 12 月 25 日条例第 49 号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 51 年 3 月 27 日条例第 37 号)
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10
条の次に 1 条を加える改正規定、附則の次に別表を加
える改正規定及び次項の規定は、昭和 51 年 4 月 1 日
から施行する。

(屋外広告物許可手数料条例の廃止)

2 屋外広告物許可手数料条例 (昭和 24 年宮城県条例第
60 号) は、廃止する。

附 則 (昭和 56 年 7 月 18 日条例第 16 号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、昭和 56 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 58 年 3 月 22 日条例第 5 号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 7 月 10 日条例第 14 号)
この条例は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 3 月 25 日条例第 6 号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 3 月 27 日条例第 8 号)
この条例は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 3 月 30 日条例第 13 号)
(施行期日)

1 この条例は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。ただ
し、第 25 条の次に 7 条を加える改正規定 (第 25 条の
3 第 2 号から第 5 号までに係る部分を除く。) 及び附則
第 6 項の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に適法に表示されている屋外

施行規則（以下「新規則」という。）別表第1の規定により新たに屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号）第4条の規定による許可を要することとなったものについては、なお従前の例による。ただし、当該広告物又は掲出物件を変更し、又は改造するときは、この限りでない。

- 3 この規則の施行の際、旧規則により許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件で、新規則別表第2に規定する基準に適合しないものについては、新規則により許可を受けたものとみなし、当該許可期間後に当該広告物又は掲出物件について許可の更新を受けようとするときの許可の基準については、なお従前の例による。
- 4 屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成5年宮城県条例第13号）附則第2項に規定する規則で定める堅ろうな広告物又は掲出物件は、鉄骨造りその他これに類する構造で、かつ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けたものとし、屋外広告物条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める期間は、7年間とする。
- 5 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）の施行前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により第1種住居専用地域又は第2種住居専用地域に指定された地域で、屋外広告物条例第4条に掲げる地域に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物については、新規則別表第2第1号口の表に規定する第1種許可地域の基準を適用するものとする。
- 6 旧規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、新規則の規定によるものとみなす。

附 則（平成7年10月11日規則第85号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第30号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成15年1月24日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に屋外広告物条例（昭和49

法 律

章の改正規定の施行の日から、第 2 章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第 3 編第 3 章の改正規定の施行の日から施行する。

(平成 7. 4. 1 施行)

附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 87 号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 5 月 28 日法律第 61 号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 6 月 18 日法律第 111 号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、景観法(平成 16 年法律第 110 号)の施行の日から施行する。ただし、第 1 条中都市計画法第 8 条、第 9 条、第 12 条の 5 及び第 13 条の改正規定、第 3 条、第 5 条、第 7 条から第 10 条まで、第 12 条、第 16 条中都市緑地法第 35 条の改正規定、第 17 条、第 18 条、次条並びに附則第 4 条、第 5 条及び第 7 条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

(屋外広告物法の一部改正に伴う経過措置)

第 3 条 この法律の施行前に第 4 条の規定による改正前の屋外広告物法(以下「旧屋外広告物法」という。)第 7 条第 1 項の規定により命ぜられた措置については、第 4 条の規定による改正後の屋外広告物法(以下「新屋外広告物法」という。)第 7 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧屋外広告物法第 8 条及び第 9 条の規定に基づく条例(以下この条において「旧条例」という。)を定めている都道府県(旧屋外広告物法第 13 条の規定によりその事務を処理する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市を含む。)が、新屋外広告物法第 9 条の規定に基づく条例(以下この条において「新条例」という。)を定め、これを施行するまでの間は、旧屋外広告物法第 8 条、第 9 条及び第 14 条(第 9 条第 2 項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

3 新条例には、新条例の施行の際現に屋外広告業を営んでいる者(新条例の施行の日の前日まで旧条例が適用される場合にあつては、新条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき届出をして屋外広告業を営ん

条 例

広告物(以下「広告物」という。)又は設置されている広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)で、改正後の屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第 2 条の規定により新たに表示若しくは設置が禁止され、又は新条例第 4 条の規定により新たに許可を要することとなったものについては、この条例の施行の日から 2 年間(規則で定める堅ろうな広告物又は掲出物件にあつては、規則で定める期間)は、なお従前の例による。当該期間内に新条例第 4 条又は第 5 条第 3 項の規定による許可の申請があつた場合において当該期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日までに限り、同様とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の屋外広告物条例(次項において「旧条例」という。)第 6 条に規定する広告物又はこれを掲出する物件に該当しているものについては、同条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

4 この条例の施行の際現に旧条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置している者で、県内に住所又は事業所若しくは営業所を有しないものについては、当該許可を受けている期間に限り、新条例第 12 条の 2 の規定は、適用しない。ただし、当該許可を受けて表示している広告物又は設置している掲出物件について、新条例第 9 条第 1 項の規定による許可を受けた場合は、この限りでない。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 28 年宮城県条例第 69 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成 8 年 3 月 28 日条例第 11 号)

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 12 日条例第 11 号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

8 施行日前に申請がなされた屋外広告物条例の規定による許可に係る手数料については、なお従前の例による。

年宮城県条例第 16 号) 第 2 条若しくは同第 3 条の規定により広告物等の表示若しくは設置が禁止され、又は同条例第 4 条の規定により広告物等の表示若しくは設置について許可を要することとなった際現に当該禁止されることとなった地域若しくは場所若しくは物件又は当該許可を要することとなった地域に適法に表示され、又は設置されている広告物等のうち規則で定める堅ろうな広告物等に係る同条例第 6 条に規定する経過措置の期間については、なお従前の例による。

附 則 (平成 16 年 12 月 17 日規則第 121 号)

この規則は、屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成 16 年宮城県条例第 67 号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 25 日規則第 72 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の 3 の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の屋外広告物条例施行規則の規定によるものとみなす。

(事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

- 3 事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成 12 年宮城県規則第 64 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成 20 年 11 月 21 日規則第 100 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による様式第一号は、当分の間、改正後の屋外広告物条例施行規則の規定によるものとみなす。

附 則 (平成 21 年 10 月 2 日規則第 79 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日規則第 43 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

法 律

でいる者)については、新条例の施行の日から6月以上で条例で定める期間(当該期間内に新条例の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる旨を定めなければならない。この場合においては、併せて、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする旨を定めなければならない。

4 新条例には、新条例の施行の際現に旧屋外広告物法第9条第1項に規定する講習会修了者等である者について、新条例に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす旨を定めなければならない。

5 この法律の施行前に国土交通大臣が定める試験に合格した者は、新屋外広告物法第10条第2項第3号イの試験に合格した者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成17年7月15日法律第83号)抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月26日法律第87号)抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成20年5月23日法律第40号)抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成23年6月3日法律第61号)抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成29年5月12日法律第26号)抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

条 例

附 則 (平成16年10月20日条例第67号)

この条例は、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第111号)の施行の日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定(「美観地区」を「景観地区」に改める部分に限る。)は同法附則第1条ただし書に規定する日から、同号の改正規定(「美観地区」を「景観地区」に改める部分を除く。)は都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成16年法律第109号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成17年条例第15号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日条例第86号)
(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第6条及び第8条第2項の改正規定並びに次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)第6条に規定する広告物等に該当しているものについては、同条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第14条第1項及び第16条第1項の規定により命ぜられた措置については、改正後の屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第16条第1項の規定により命ぜられた措置とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第23条第1項に規定する講習会修了者等である者については、新条例第31条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例第24条第1項の規定による届出をして屋外広告業を営んでいる者については、施行日の翌日から起算して6月を経過するまでの間(この期間内に新条例の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。この場合において、その者がこの期間内に登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

(経過措置)

- 改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の屋外広告物条例施行規則の規定によるものとみなす。

附 則(平成27年3月31日規則第59号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月5日規則第95号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月28日規則第140号)

(施行期日)

- この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の屋外広告物条例施行規則の規定の適用については、当分の間、同規則第16条第2項中「個人番号(同法第7条第8号の2に規定する個人番号をいう。以下同じ。)」及び住民票コード(同条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)」とあるのは「個人番号(同法第7条第8号の2に規定する個人番号をいう。以下同じ。)」と、「個人番号及び住民票コード」とあるのは「個人番号」とする。

附 則(平成30年3月30日規則第74号)

(施行期日)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日から平成33年3月31日までの間における、改正後の屋外広告物条例施行規則(以下「新規則」という。)第9条の2第3項第2号及び第9条の3第5項において準用する第9条の2第3項第2号の規定の適用については、これらの規定中「、ハ」とあるのは「、ロ、ハ」とする。
- 改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、新規則の規定によるものとみなす。

附 則(令和3年2月2日規則第3号)

(施行期日)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の屋外広告物条例施行規則の規定によるもの

法 律

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 25 条の規定 公布の日

(2) 第 1 条中都市緑地法第 4 条、第 34 条、第 35 条及び第 37 条の改正規定、第 2 条中都市公園法第 3 条第 2 項の改正規定及び同条の次に 1 条を加える改正規定、第 4 条中生産緑地法第 3 条に 1 項を加える改正規定、同法第 8 条に 1 項を加える改正規定、同法第 10 条の改正規定、同条の次に 5 条を加える改正規定及び同法第 11 条の改正規定並びに第 5 条及び第 6 条の規定並びに次条第 1 項及び第 2 項並びに附則第 3 条第 2 項、第 6 条、第 7 条、第 10 条、第 13 条、第 14 条、第 18 条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 31 条第 5 項第 1 号の改正規定に限る。）、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 15 条の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第 4 条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第 5 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、第 1 条、第 2 条及び第 4 条から第 6 条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第 25 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成 30 年 5 月 30 日法律第 33 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(3) 略

(4) 第 3 条中特許法第 107 条第 3 項の改正規定、第 109 条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に 1 条を加える改正規定、第 112 条第 1 項及び第 6 項の改正規定、第 195 条第 6 項の改正規定並びに

条 例

6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（事務処理の特例に関する条例の一部改正）

7 事務処理の特例に関する条例（平成 11 年宮城県条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 （平成 17 年 3 月 25 日条例第 87 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 20 年 3 月 25 日条例第 31 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に申請がなされた許可に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 （平成 23 年 12 月 28 日条例第 123 号）

この条例は、民法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 61 号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成 24 年 3 月 23 日条例第 49 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 29 年 10 月 6 日条例第 53 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号の改正規定、第 5 条第 3 項に 1 号を加える改正規定並びに第 12 条、第 21 条の 2 第 5 項、第 21 条の 4 第 1 項及び第 21 条の 6 の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の屋外広告物条例の規定による許可を受けて、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置している者に係る管理者設置義務及び管理者等の届出については、改正後の屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第 12 条の 2 及び第 20 条の規定にかかわらず、当該許可を受けている期間に限り、なお従前の例による。ただし、当該許可を受けて表示している屋外広告物又は設置している掲出物件について、新条例第 9 条第 1 項の規定による許可を受けた場合は、この限りでない。

附 則 （令和 6 年 7 月 8 日条例第 54 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

（事務処理の特例に関する条例の一部改正）

とみなす。

附 則(令和6年8月2日規則第92号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の屋外広告物条例施行規則第3条第2項第5号、第5条第2項の規定並びに第9条の3第6項及び第7項(これらの規定を同規則第9条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定は、令和7年2月1日以後に行う屋外広告物条例(昭和49年宮城県条例第160号)第4条、第5条第3項若しくは第5条の2による許可の申請又は同条例第8条第3項の規定による許可の更新の申請について適用し、同日前に行う許可の申請又は許可の更新の申請については、なお従前の例による。

法 律

第 195 条の 2 の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に 1 条を加える改正規定並びに第 6 条及び第 7 条の規定並びに附則第 11 条、第 15 条、第 23 条及び第 25 条から第 32 条までの規定 公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和 2 年 6 月 10 日法律第 43 号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

条 例

2 事務処理の特例に関する条例(平成 11 年宮城県条例第 54 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

別表(第 14 条関係)

科目	試験委員
1 この法律、この法律に基づく条例その他関係法令に関する科目	1 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(以下「大学」という。)において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
2 広告物の形状、色彩及び意匠に関する科目	1 大学において美術若しくはデザインを担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
3 広告物及び掲出物件の設計及び施工に関する科目	1 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

